

「甲府市統合型 GIS 更新・運用業務」
に係る優先交渉権者選考方法について

令和 2 年 4 月

甲府市

1. 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

(ア) 優先交渉権者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、機能要件確認書から評価する機能点、提案価格から評価する価格点を指標として、下記2に定める採点方法により算出された技術点、機能点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

(イ) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 技術点、機能点及び価格点の配分

点数については、合計195点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

合計点 195点	技術点	125点
	機能点	40点
	価格点	30点

技術点の得点配分の詳細については、別紙「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」を参照すること。

2. 技術点、機能点、価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

(ア) 企画提案書の評価

企画提案書の評価にあたって、別紙「優先交渉権者選考審査基準」に記載のとおり、評価分類、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から5点の6段階による評価を行い、評価の根拠等をコメント欄に記述する。

また、0点から5点の判断の根拠については以下を基準とする。

評価分類点	判断基準
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な記述内容である。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
3点	平均的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。

評価者の合議による評価点をもって、その評価分類の得点とする。ただし、各評価分類の配点が、10点及び15点の場合は、次の計算式によって算出する。

「各評価分類の技術点」

= 評価分類点 × 2 (10点の場合)

= 評価分類点 × 3 (15点の場合)

なお、技術点が60点以上でなければ、優先交渉権及び次点交渉権者にはなれない。

(2) 機能点の採点方法

(ア) 機能要件確認書の評価

機能要件確認書の評価にあたっては、確認書の回答をもとに、下記の評価分類、配点、評価基準をもとに評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から3点の4段階による評価を行う。

また、0点から3点の判断の根拠については以下を基準とする。

評価分類点	判断基準
0点	×対応不可
1点	△カスタマイズで対応可能
2点	○代替機能等で対応可能
3点	◎標準機能

機能点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{機能点} = \frac{\text{合計得点}}{\text{満点}} \times 40$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

機能要件確認書において「×：対応不可」の回答があっても評価において失格となることはない。ただし、優先交渉権者との協議の段階で、「×：対応不可」の項目については、本市から対応を要求する場合がある。

(3) 価格点の採点方法

企画提案価格が提案上限額の85%以下の場合は30点、提案上限額と同額の場合は、0点を付与する。

価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案上限額の85\%}}{\text{提案上限額} - \text{提案上限額の85\%}} \right] \times 30$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について調査を行うことがある。